

# 転入・転出などの届出は忘れずに！

住民福祉係

3月、4月は入学・就職の季節です。立科町に転入されたとき、町外へ転出されるとき等、住所に変更が生じたときは、すみやかに届出をしてください。

届出者は原則として異動者本人ですが、世帯主が代わりに届出をすることもできます。世帯主でない代理人が届出する場合、ご本人からの委任状が必要となります。手続きの際、窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。運転免許証、パスポート等のご提示をお願いいたします。

なお、正当な理由がなく、14日以内に届出をしない場合、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

種類		届出期間	届出に必要なもの
転入届	町内に住所を移した時	転入してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・転出証明書（前住所地で発行されたもの）</li> <li>・マイナンバーカード（通知カード）</li> <li>・住民基本台帳カード（該当者）</li> </ul> ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転出届	町外へ住所を移す時	転出前、または 転出後14日以内  ※郵送でも請求 ができます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・印鑑登録証（登録者）</li> <li>・国民健康保険証（加入者）</li> <li>・後期高齢者医療被保険証（該当者）</li> <li>・介護保険証（該当者）</li> <li>・福祉医療受給者証（該当者）</li> <li>・住民基本台帳カード（該当者）</li> <li>・マイナンバーカード（該当者）</li> </ul> ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転居届	町内で住所を変更した時	転居してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・マイナンバーカード（通知カード）</li> <li>・国民健康保険証（加入者）</li> <li>・後期高齢者医療被保険証（該当者）</li> <li>・介護保険証（該当者）</li> <li>・福祉医療受給者証（該当者）</li> <li>・住民基本台帳カード（該当者）</li> </ul> ☆運転免許証などの本人確認できる書類

## マイナンバーカード・住基カードの継続利用について

引越しや婚姻等でマイナンバーカード・住基カードに記載されている事項（住所、氏名等）が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出と併せてマイナンバーカード・住基カードを窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

また、マイナンバーカードのICチップの中に「署名用電子証明書」を入れている方で、カードに記載されている事項に変更が生じた場合は、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

下記の場合は、マイナンバーカードが継続利用できなくなりますのでご注意ください。

- 引越した日から14日以内に新住所地での転入届出を行わなかった場合  
（転入届出をした場合でも、90日以内にマイナンバーカードの継続利用の手続きを行わないと利用できなくなりますのでご注意ください。）
- 転出予定日から30日以内に転入届出を行わなかった場合

役場では毎週月曜日（当日が休日の場合は翌日）時間外の窓口業務を午後7時まで実施していますのでご利用ください。

●お問合せ先 町民課 住民福祉係 電話 56-2311